

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「その人らしさを発揮できる社会の形成をめざして」

「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」は、男女がその基本的人権を尊重し合い、自らの意思によってあらゆる分野の活動に対等な立場で参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的、文化的利益をともに享受することができ、ともに責任を担っていくことのできる、「男女平等参画社会」の形成をめざして策定するものです。

本市では、2001年（平成13年）2月に本市で行われた「男女平等参画都市宣言」に基づき、2017年3月に策定した「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第4次町田市男女平等推進計画）」において「その人らしさを発揮できる社会の形成をめざして」を基本理念として掲げ、男女平等参画施策を推進してきました。この間、人々の価値観や生活様式の多様化、少子高齢化の進行など、男女平等参画社会を取り巻く環境は大きく変化しており、誰もが生きづらさから解放され、いろいろなかたちで自分の思いや考えを発信できることがより一層求められています。一人ひとりの人権を尊重し認め合い、その人の個性を十分に発揮することで、その人らしくいきいきと生きることができます。そこで、引き続き「その人らしさを発揮できる社会」の形成をめざします。

男女平等参画都市宣言

わたしたちは、男女が平等で、
一人ひとりの人権を尊重し合い、
個性と能力を十分に発揮し、
自立して生きる社会をめざします

21世紀を迎え、町田市は、
職場・学校・地域・家庭をはじめ、
社会のあらゆる領域で、男女の真の平等と
真の参画を推進するため

ここに、「男女平等参画都市」を宣言します
2001年2月1日

2 めざすべき姿

「その人らしさを発揮できる社会」の形成に向け、男女平等参画施策を進めていく上で、めざすべき姿を2つ設定します。

めざすべき姿Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重するまち

一人ひとりの基本的権利である人権は、人種や民族、性別を超えて万人が生まれながらに持っているものであり、その人らしく生きていくために等しく尊重されるべきものです。しかし、固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣習、差別や偏見は根強く残っています。また、新型コロナウイルス感染症拡大により、DVをはじめとする暴力が顕在化したと指摘されています。これらは、男女平等参画社会の実現を阻害する大きな要因の一つとなっています。

近年の男女平等参画に関する意識の変化や多様な性への関心の高まりを受け、必要な人に必要な情報を届けるため、オンライン配信やSNSを活用した啓発手法の導入など、新しい切り口でのアプローチや、性の多様性への理解を促進する必要があります。また、DV被害を未然に防ぐための意識啓発や相談体制の充実が求められています。個人の人権が性別に関わらず尊重される男女平等参画社会の実現にあたり、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、お互いを認め合い、一人ひとりが人権尊重の重要性を認識することが重要です。

このことから、本市の男女平等参画施策の実施にあたり、めざすべき姿Ⅰを、「一人ひとりの人権を尊重するまち」とします。

めざすべき姿Ⅱ 一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち

性別や年齢に関わらず、あらゆる人がその人らしく生きていくためには、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、社会に参画していくことが重要です。しかし、女性は家事、育児などの負担が大きく仕事と家庭の両立が困難な状況です。また、男性は長時間労働の傾向があり、家庭生活や地域活動に関わりたくても関わっていないのが実情です。さらに、意思決定などをする場において、女性の参画が進まず、女性の意見が反映されにくいという問題も指摘されています。

仕事と生活の調和を実現し、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、たとえば男性の育休取得率の向上や「ノー残業デー」などの労働時間の削減の取り組みなど「働き方改革」を進めていくことや、女性管理職を増やす取り組みや起業を支援し、また地域の防災などのリーダーになる女性を育成するなど女性の意思決定の場への参画を促すことで、誰もが活躍できる社会の形成にもつながります。

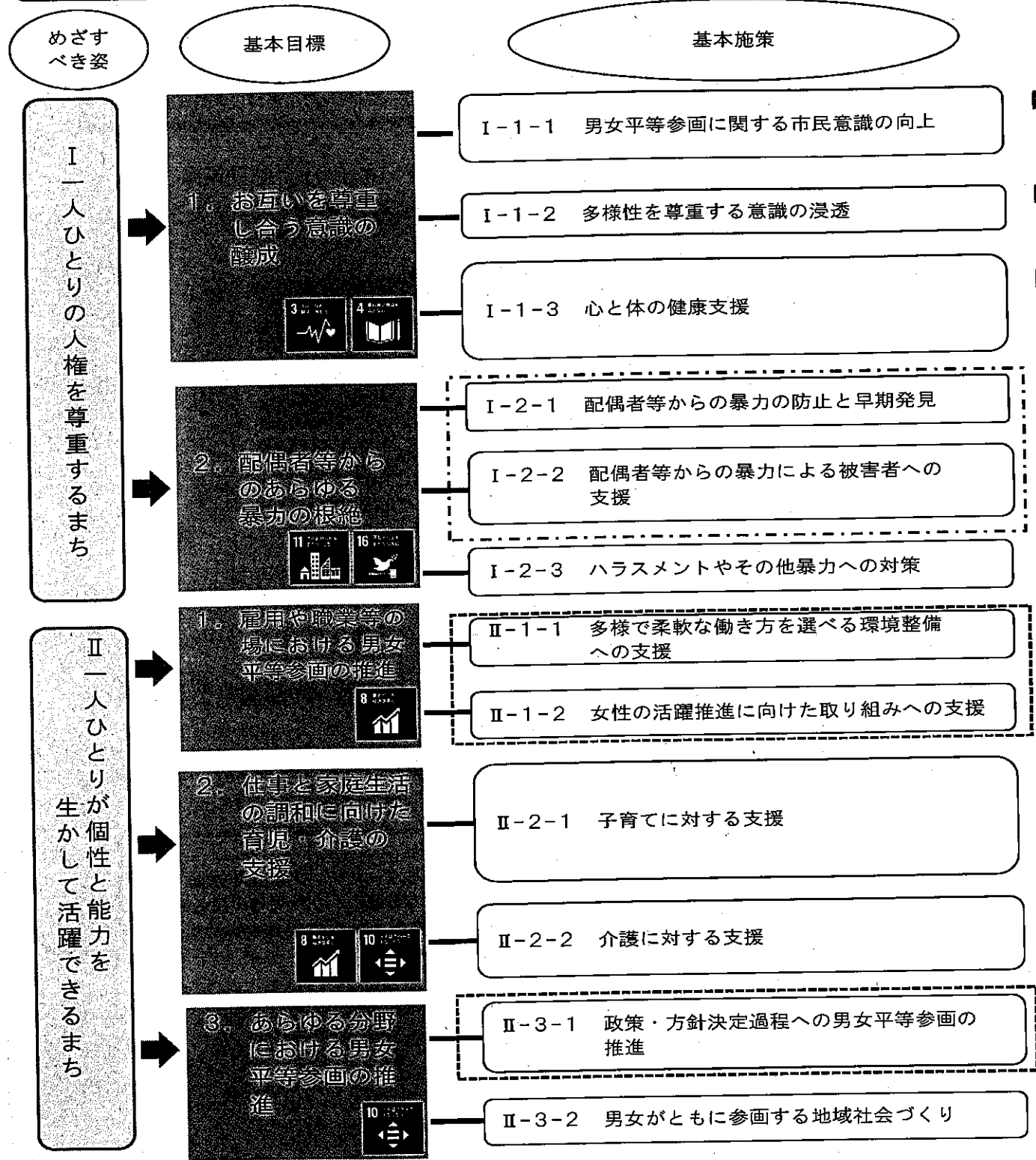
このことから、本市の男女平等参画施策の実施にあたり、めざすべき姿Ⅱを、「一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち」とします。

4 計画の体系

《基本理念》



「その人らしさを発揮できる社会の形成をめざして」



---内は、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV防止基本計画）」に該当する範囲を示します。
 - - -内は、本市における「女性の職業生活における活躍推進計画（女性活躍推進計画）」に該当する範囲を示します。

施策推進の方向		該当ページ
1	年齢層に応じた男女平等参画に関する普及啓発 拡充・強化 視点1	P.24
2	デジタル技術の活用による、男女平等に関する情報や資料等の収集・提供 拡充・強化 視点1	
3	男女平等の視点に立った教育と指導	
4	男女平等に関する学習機会の提供と支援	
5	男女平等推進団体・グループへの支援及び育成	
6	男女平等参画に関する職員への意識啓発	
7	性の多様性への理解の促進 NEW 視点1 視点3	P.25
8	人権尊重や多様性に関する職員・教職員への意識啓発 NEW 視点1 視点3	
9	人権尊重の視点に立った性教育の充実	P.26
10	健康支援のための啓発及びイベントの参加・開催	
11	性や健康に関わる相談体制の充実と関係機関相互の連携	
12	検査・健診体制の充実	
13	配偶者等からの暴力の根絶のための意識啓発	P.29
14	暴力の防止に関する若年層への啓発 拡充・強化 視点1	
15	配偶者等からの暴力に関する相談体制の充実 拡充・強化	P.29
16	被害者の安全確保への対応の整備	
17	自立支援に関する自助グループへの支援	
18	あらゆるハラスメントを防止するための取り組みの推進	P.30
19	性暴力、ストーカー、性の商品化等に関する被害の防止	
20	働く人のワーク・ライフ・バランス実現に向けた普及啓発	P.34
21	事業者へのワーク・ライフ・バランス推進支援	
22	再就職や起業に向けた学習講座等の開催や情報の収集・提供	P.35
23	就労に関する情報提供や相談窓口の周知	
24	さまざまな保育サービスの充実	P.37
25	子育てに関する啓発活動の充実	
26	子育てに関する相談体制の充実	
27	ひとり親家庭への支援	
28	男性の子育て参画促進 NEW	P.38
29	家族介護者への支援 拡充・強化	
30	介護サービス等に関する情報の提供	
31	審議会・委員会等への女性の登用促進及び環境の整備 拡充・強化	P.41
32	市内事業所における女性管理職の登用に向けた普及啓発 NEW	
33	市役所内の管理職に占める女性比率の向上	
34	女性の防災活動への参画や、男女平等参画の視点を踏まえた防災対策の推進 拡充・強化	P.42
35	誰もが参加しやすい地域活動に向けた環境の整備	

【アイコンの説明】

NEW …新しい取り組み **拡充・強化** …より力を入れる取り組み **視点1** …p.18～19の視点に対応